

店頭通貨バイナリーオプション取引約款

第 1 条 (本約款の趣旨)

1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。
2. 本約款において、「本取引」とは金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する取引であるヨーロッパタイプの店頭通貨バイナリーオプション取引をいいます。

第 2 条 (リスクおよび自己責任の原則)

店頭通貨バイナリーオプション取引には外貨預金・外貨建て MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客さまは、本取引を行うにあたり、当社から本約款および取引説明書の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、これらを異議なく承諾していただき、かつ店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。

- (1) 店頭通貨バイナリーオプション取引は、政治・経済情勢の変化および各国政府・自主規制機関の法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）もしくは規制等により影響を受けるおそれがあること。
- (2) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。
- (3) 外国為替市場では、24 時間常に為替レートが変動しており、当サービスにおいて投資対象であるオプションの購入価格および売却価格や判定価格は、オプションの原資産である為替レートの変動の影響を受けます。（土日・一部の休日を除きます。）従って、相場がお客さまの予測と一致しなかった場合には、投資した金額の全てを失うこと。
- (4) お客さまが行う店頭通貨バイナリーオプション取引は、利益を得られることや、元本の保証を約束したものではないため、最大でオプション購入合計金額の損失が発生すること。

- (5) 本取引は当社とお客さまの相手方となり行う取引であるため、オプションの条件(原資産価格等の状況)にかかわらず、当社の経営・財務状況によっては投資元本を割り込む可能性があること。
- (6) 相場の状況や原資産の価格変動等により、購入したオプションの価格も変動するため、購入したオプションが値下がりした場合、権利行使前に売却取引を行ったとしても損失を被る可能性があること。
- (7) 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合ならびに原資産の基となる当社サービス外貨 ex のレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合があること。
- (8) 本取引では、当社が販売に関して定めた一定の停止条件を満たした場合、受付停止となる場合があること。
- (9) 本取引では、お客さまの損失の拡大を防ぐ目的で、当社の判断または当社の所定の方法により取引限度額を定め、お客さまの取引を停止する場合があること。
- (10) 本取引では、お客さまが自身で設定された取引限度額を超える取引を行った場合、当該取引限度額以上の損失を被る場合があること。
- (11) 主要国の祝日や特定の時間帯において、または、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、当社からのレートの提示が困難になり、お客さまが注文を行うことができなくなるおそれ(流動性リスク)があること。
- (12) 選択された原資産(為替レート)によっては、市場での売買高が少ないためにオプションの価格提示が困難となり、購入または売却ができない等、意図した取引ができないおそれがあること、および、通貨の流動性が低下すると、その通貨のレートが提示されなくなることでオプションの取引ができなくなり、お客さまの売却機会を逸して損失が生じるおそれがあること。
- (13) 当社の経営・財務状況等に変化に起因して預託金の移管等によりお客さまに損害等が発生するおそれ(信用リスク)があること。
- (14) 本取引により生じるお客さまの当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に扱われること。
- (15) 本取引の取引手数料の額その他の取引条件の細則については、取引説明書等において、別途当社が定めること。
- (16) 本取引の口座番号等(第8条第1項に定義されます。)は、盗難または第三者への漏えいのないよう、お客さまが自己の責任で管理する必要があること、第三者がお客さまの口座番号等を利用した場合にもお客さまご本人が責任を負うこと。
- (17) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクの一部であり、全てのリスクを網羅している訳ではないこと。
- (18) 店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の損失を被る危険を伴う取引をお客さ

まの自らの判断と責任において行うものであるため、本約款および取引説明書のみ
に依拠することなく、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しな
がら、お客さまが自ら取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスクについて十分に
研究し、知識、経験、財産の状況および投資目的等に見合った取引を行うことが肝
要であること。

第 3 条 (機器等の環境)

1. 本取引は口座開設からオプションの購入、権利行使、売却取引等を主としてインターネ
ットを通じた非対面取引により行うものであり、本取引を行うためには、お客さまは単
独でパソコンまたは携帯端末での基本操作を行えることが必要です。
2. 本システムの利用にあたり、お客さまは、あらかじめ本システムを利用するために必要
な機器、回線、設備およびソフトウェア等（以下「機器等」といいます。）をお客さま
の責任および費用負担において準備し、維持するものとします。
3. 本システムの規格変更その他の理由により、お客さまの使用している機器等が本システ
ムに対応することができなくなった場合、お客さまは、お客さまの責任および費用負担
において本システムに対応した機器等を準備するものとします。
4. 本取引を行う場合、当社が認めたシステムツール以外の利用は行わないものとします。

第 4 条 (定義)

1. 「営業日」とは、法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）による国内の金融機関の休
業日以外の日をいいます。
2. 「必要情報」とは、本取引を行うに際して必要があると当社が定める情報（電子メー
ルアドレスおよび第 6 条第 2 項に定める適格要件の充足に関する情報を含みます。）をい
います。
3. 「権利行使価格」とは、オプションの買い手が権利行使をする時の原資産の価格として
オプションの取引時に決めたものをいいます。
4. 「権利行使価格帯」とは、オプションの買い手が権利行使をする時の原資産の価格帯と
してオプションの取引時に決めたものをいいます。
5. 「判定時間」とは、ヨーロピアンタイプのオプションにおいて、権利行使価格（または
権利行使価格帯）と原資産の価格を比較する時間をいいます。（一般的には「権利行使
期日」という）。また、この時間の価格を判定価格と言います。
6. 「取引可能時間」とは、権利行使価格設定から判定時間の 1 分前までのことであり、オ
プションの購入および売却取引が可能な時間となっています。

第 5 条 (法令等の順守)

お客さまおよび当社は、本取引にあたり「外国為替及び外国貿易法」、「金融商品取引法」

その他の関係法令を順守するものとします。

第 6 条 (知識確認テストおよび取引の適格要件)

1. お客さまは、本取引を行うことを目的とした場合、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「外貨 ex 口座」といいます。）の開設の申し込みを行います。開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。また、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客さまは前述の知識確認テストを受けていただくことで店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。
2. 本口座の開設および個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客さまが店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに、本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、本約款および取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、および以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

(個人のお客さまの場合)

- (1) ご自身の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。
- (2) 当社から電子メールまたは電話で常時連絡を取ることができること。
- (3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- (5) 日本国内に居住する 20 歳以上の行為能力を有する個人であること。
- (6) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- (7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (8) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex 口座）となることを同意いただけること。
- (9) 外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。
- (10) 店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認できていること。
- (11) 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。
- (12) その他デリバティブ取引に関する投資経験年数が 1 年以上あり、店頭通貨バイナリーオプション取引に関する知識、保有する金融資産額および収入、投資目的、

ならびにお客さまの申告する取引限度額または損失限度額等について当社所定の基準を満たしていること。

(13) その他当社が定める基準を満たしていること。

(法人のお客さまの場合)

- (1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること。また、取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。なお、当社所定の「取引担当者」の基準の主なものとは以下のようになっております。
 - ・取引担当者は1口座につき1名。
 - ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。
 - ・日本国内に居住する20歳以上の行為能力を有する個人であること。
 - ・口座名義人である法人に籍があること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により店頭通貨バイナリーオプション取引を行えること。
- (5) 当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。
- (6) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、預託金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。
- (8) 本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。
- (9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。
- (10) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの店頭外国為替証拠金取引口座（外貨 ex）口座となることを同意いただけること。
- (11) 金融商品取引業者でないこと
- (12) 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。
- (13) 取引担当者が店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認でき、またその他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上あること。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

第7条（本取引に関する注意事項）

1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。
 - (1) 当社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。
 - (2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。
2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、お客さまお一人さまにつき、一口座とさせていただきます。
3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、当社が当社の審査基準（第6条第2項に定める適格要件を含みます。）に基づき判定するものとし、かかる審査基準に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は本口座の開設または個別取引をお断りすることができますものとし、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果当社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、当社は、その理由については開示しないものとします。
4. 本口座を開設したお客さまが、第6条第2項に定められる適格要件を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。

第8条（口座の名義）

1. 当社がお客さまの 外貨 ex 口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により外貨 ex 口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座、トレードコレクター口座と同一であるため、お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座、トレードコレクター口座の口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。
2. 前項に基づき当社が通知した口座番号等を使用できるのはお客さまご本人に限ることとし、これらを共同で使用しまたは他人に貸与もしくは譲渡することはできません。また、お客さまは、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して入金することはできないものとします。
3. お客さまは、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うものとし、第三者から委託を受けてまたは第三者に委託して本取引を行うことはできないものとします。
4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座、トレードコレクター口座の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。また、

当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。

5. お客さまは、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客さまの口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任はお客さまご本人が負担するものとします。また、第三者がお客さまの口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客さまに生じた損害について、当社は、故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負担しないものとします。さらに、お客さまが、第三者にお客さまの口座番号等を使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客さまは、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償または補填するものとします。
6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。お客さまが申込時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。
7. お客さまが、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令（以下「法令等」といいます。）、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則（お客さまが法人の場合）に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続き（許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届け出等を含みます。）および社内手続き（お客さまが法人の場合）はその全てが履践されているものとし、これらに違反したことによりお客さままたは当社に生じた一切の損害はお客さまが負担するものとします。

第 9 条（本取引の取引条件、本サービスの範囲）

1. 本取引の取引条件および本サービスの範囲は、取引説明書において定めるものとします。
2. 当社は、本取引の取引条件、本サービスの範囲を実質的に変更する場合には、変更する旨およびその内容を、当社の運営する Web サイト（以下単に「Web サイト」といいます。）において、お客さまに公表した上で、変更するものとします。
3. 個別取引ごとの具体的に注文するオプションの種類（ラダーオプション、レンジオプションの別）、通貨ペア、回号、ラダーオプションにおける権利行使価格購入区分（コール、プットの別）、レンジオプションにおける権利行使価格帯購入区分（インオプション、アウトオプションの別）、オプション購入数量等、その他の事項は、第 13 条に従ったお客さまの注文に基づき、決定されるものとします。

第 10 条 (本サービス提供の一時停止)

当社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させていただく場合がございます。

- (1) 経済環境の急変等により、お客さまの取引が一部のオプションに偏重し、当社の自己資本に著しい影響を与えるような状況となった場合、当回事の新規の購入を停止する場合があります。その場合でも、取引期間中の売却は可能です。
- (2) 天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、当社からのレートの提示が困難となった場合や、システム障害等予期せぬ事態により、取引の継続が困難であると当社が判断した場合には、売却取引も含めた全ての取引停止および状況に応じた強制払い戻しの手続き（購入金額の返金）を行うことがあります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。
- (3) 「オプトレ！」取引により生じた損失が、お客さまが設定された損失限度額を超過した場合、損失が発生した日の翌営業日から同年 12 月の最終営業日まで取引を停止させていただきます。
- (4) 「オプトレ！」の 1 日の取引額が、500 万円（1 日のお取引限度額）を超過した場合、超過した翌回事から、当日の 11 回事終了まで取引を停止させていただきます。
- (5) 「オプトレ！」取引に関して、当社が認めていないシステムツール等を、お客さまが利用していると当社にて判断した場合、取引を停止させていただきます。
- (6) 当社のシステムがコンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、またはその恐れがある場合で取引の継続が困難であると当社が判断した際には、開催中の回事を中止し売却取引も含めた全ての取引を停止し、状況に応じて強制払い戻し（購入金額の返金）を行うことがあります。強制払い戻しが決定した場合であっても、決定の時点で既にオプションを売却されていた場合は、その売却が優先されますので、強制払い戻しの対象とはなりません。
継続する回事の開催についても、安全性を確認できるまで中止することがあります。

第 11 条 (預託金)

1. お客さまは、個別取引を行うにあたり、個別取引によって生じるお客さまの一切の債務を担保するために、当社に対して、当該個別取引にかかるオプション購入金額を外貨 ex 口座からの振替により本口座にあらかじめ預託するものとします。
2. 預託金の入金、お客さまの振り込みの完了時点ではなく、本システムが外貨 ex 口座からの振替を合理的に認識しうる時点をもって預託されたものとします。
3. 預託金の出金、お客さまの振替手続きの完了時点ではなく、本システムが外貨 ex 口

座への振替を合理的に認識しうる時点をもって手続きされたものとします。

4. 預託金には、利息が付与されないものとします。
5. 本約款に定める他、入出金の手続きその他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 12 条（預託金への振替）

1. 外貨 ex 口座を開設されているお客さまは、お客さまが外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまが開設されている「オプトレ！」口座へ振り替えることができます。
2. 振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行うことができるものとします。
3. 本約款に定める他、預託金への振替の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 13 条（注文および注文の有効期限）

1. お客さまは、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引可能時間内に注文するオプションの種類（ラダーオプション、レンジオプションの別）、通貨ペア、回号、ラダーオプションにおける権利行使価格購入区分（コール、プットの別）、レンジオプションにおける権利行使価格帯購入区分（インオプション、アウトオプションの別）、オプション購入数量等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。
2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客さまが本システムを使用できない状況が発生し、かつ当社が必要と認めた場合には、お客さまは、電話、FAX、電子メール等のうち別途当社が指定する方法により、注文を行うことができます。
3. 本約款に定める他、本取引の注文方法、その他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 14 条（注文の受付）

1. お客さまが本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。
2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、別途当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。

第 15 条 (オプションの売却)

1. お客さまが本システムを利用して当社に注文したオプションについては、注文の取消(クーリングオフ)をすることはできないものとします。
2. 前項にかかわらず、各回号の取引可能時間内であれば、お客さまご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行うことができるものとします。ただし、売却取引時の時価額は、相場状況によっては購入時にお支払いいただいた金額を下回り、お客さまが損失を被る場合もあるものとします。
3. お客さまが、取引可能時間中に売却取引を行わず、また原資産価格が権利行使価格(または権利行使価格帯)に達しなかった場合は、支払ったオプション購入金額の全額を失うこととなります。

第 16 条 (注文の受注)

1. お客さまが本システムを利用して当社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、全ての注文の受注を行わないものとします。
 - (1) 本口座に入金されている預託金が当該注文のオプション購入金額に満たない場合。
 - (2) お客さまの注文が本約款等に反する場合。
 - (3) お客さまが第 6 条 2 項に定める適格要件を満たされなくなった場合。
2. お客さまの注文ミスまたはお客さまが必要な確認を怠ったために、注文が成立され、または成立されなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第 17 条 (注文等の照会)

お客さまが本システムを利用して行った取引の内容は、本システムを利用して Web サイト上の取引画面(以下「取引画面」といいます。)にて照会できるものとし、お客さまは自己の責任により、取引画面において、本取引の管理を行うものとします。

第 18 条 (取引手数料)

取引手数料の額、徴収方法その他の取引手数料に関する取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 19 条 (差引計算)

1. お客さまが、当社との一切の取引における当社に対する債務の期限の利益を喪失した場合、当社は、その債務とお客さまが本取引に関して当社に対して有する一切の債権をその債権の期限にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項の相殺の場合には、当社は事前の通知その他の手続きを省略し、お客さまに代わり、本口座内の金銭の払い戻しを受け、お客さまの債務の弁済に充当することができるものとします。

3. 前二項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社所定の利率によるものとし、また、債権および債務の支払い通貨が異なる時には当社の指定する通貨にて差引計算を行うものとし、通貨を換算する場合には当社の指定する為替レートを適用するものとし、ます。
4. 前項の他、当社が顧客資産において通貨の転換が必要と合理的に認めた場合は、当社の指定する為替レートを適用し、通貨を転換できるものとし、ます。
5. 本条に基づく差引計算を行ってもなお残債務がある場合には、お客さまは、当社に対して、直ちに弁済を行うものとし、ます。

第 20 条（担保および占有物の処分）

お客さまが当社に対して負担する一切の債務をその定められた期限までに履行しない時は、当社は、お客さまが当社に対して差し入れている預託金その他の担保および当社が占有するお客さまの外国通貨その他の財物について、お客さまへの通知、催告等を要せず、かつ法令上の手続きによらないで、任意に処分できるものとし、その処分により得られた金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず当社が指定する順序および方法により、お客さまの債務の弁済に充当することができるものとし、ます。なお、外国通貨を処分する場合、その評価額は、外国為替相場の実勢レートに従い当社が指定するレートに基づき円貨にて評価されるものとし、ます。また、当該弁済充当を行ってもなお残債務がある場合には、お客さまは、当社に対して、直ちに弁済を行うものとし、ます。

第 21 条（充当の指定）

当社に対する債務の弁済または第 19 条の差引計算が行われる場合で、お客さまの弁済額または差引計算の対象となるお客さまの債権が、お客さまの債務の全額を消滅させるのに足りない時は、当社は、法令の順序にかかわらず当社が指定する順序および方法によりお客さまの債務の弁済に充当することができるものとし、ます。

第 22 条（遅延損害金の支払い）

お客さまが当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠った時は、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとし、ます。

第 23 条（債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとし、ます。

第 24 条（届出事項の変更）

当社に届け出たお客さまの氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他当社が定める事項に変更があった時は、お客さまは、当社に対し直ちに当社の所定の方法をもってその旨の届け出をするものとします。

第 25 条（報告書等の作成および提出）

1. お客さまは、お客さまにかかる本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客さまは、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は免責されるものとします。

第 26 条（取引額の制限）

当社は、法令等、行政機関からの規制等、自主規制機関の規制等、経済情勢、その他合理的な事情により、お客さまの取引額の上限を制限することができます。

第 27 条（免責事項）

1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。
 - (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または相場の急変等の事由により、店頭通貨バイナリーオプション取引の注文執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
 - (2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客さまの店頭通貨バイナリーオプション取引にかかる注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害。
 - (3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃または自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。
 - (4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害。
 - (5) 法令等、本約款に従って当社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因または関連して生じた損害。
 - (6) お客さまの口座番号等をお客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されている口座番号等との一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。
 - (7) お客さまのコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社の

- コンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステムやソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に係る一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システムの故障や誤作動により生じた損害。
- (8) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスで提供する約定結果、取引情報およびその他の情報伝達遅延、誤謬または欠陥により生じた損害。
 - (9) お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠ったために、注文が成立され、または成立されなかったことにより生じた損害。
 - (10) 本口座の機能の全部もしくは一部の停止、解約等に基づきお客様に発生した損害。
 - (11) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、かかる事由には、カウンターパーティーからの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、当社 Web サイトに表示される為替レートの誤表示等を含みますが、これらに限られません。
 - (12) お客様が本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者（当社の顧客を含む）への提供、営業目的での利用、加工または再配信等お客様の取引目的以外の目的で利用したことに関連して生じた損害。
 - (13) 国内の金融機関の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じた損害。
 - (14) 国内の金融機関の休日または当社の取扱時間外のために、本取引にかかる諸通知が遅延したことにより生じた損害。
 - (15) お客様が、当社が設定した損失限度額または自身で設定された取引限度額を超えて取引を行ったことにより生じた損害。
 - (16) その他当社の責めによらない事由により生じた損害。
2. 相場急変動等によるカウンターパーティーからの異常レートの配信により外貨 ex からのレートも異常となった場合や、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（当社の Web サイトに表示される為替レートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引を取り消すことができるものとし、その損害について当社は免責されるものとします。
また、相場急変動等によるカウンターパーティーからのレート配信の停止または異常レートの配信により外貨 ex からのレートも停止された場合や、システムの故障その他当社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は免責されるものとします。
 3. システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知または公表を行う

ことがあります。お客さまは、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。

第 28 条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

第 29 条（本口座の停止または解約）

1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客さまは停止された範囲において本口座での預託金の出金、注文等ができなくなります。
 - (1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の停止の申し入れをした時。
 - (2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の停止を通告した時。
 - (3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。
 - (4) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理

的に判断した場合。

- (5) 外貨 ex 口座が停止された時。
 - (6) トレードコレクター口座が停止された時。
 - (7) 当社により過誤入金となされた時。
 - (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。
2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約されることとします。
- (1) お客様が当社に対し本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告した時。
 - (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
 - (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
 - (5) 当社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。
 - (6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合。
 - (7) 本口座、外貨 ex 口座またはトレードコレクター口座が解約された時。
 - (8) お客様が、当社が認めていないシステムツールを利用して取引を行っているとして当社にて判断した場合。
 - (9) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。
3. 本口座の機能の全部または一部が停止される場合において、お客様が当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客様の当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客様の計算において売却等により決済した上で、本約款第 21 条および（充当の指定）第 19 条（差引計算）に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。
4. 本口座が解約される場合において、お客様が当社と行う本取引において購入済みで取引期間中のオプションがある時、またはお客様の当社に対する債務が残存する時は、当社は、お客様の計算において売却取引等により決済した上で、本約款第 21 条および（充当の指定）第 19 条（差引計算）に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算できるものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は当社に対して、直ちに弁済を行うものとします。
5. 前二項の場合に、発生した諸費用はお客様が負担するものとし、お客様はその都度

当社に対して支払うものとします。

6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。
7. 第1項に基づき本口座の機能の全部または一部が停止された場合、お客さまが本口座の停止解除を申し出た時には、当社が本口座の機能の全部または一部の停止を解除することが相当であると判断した場合に、当社の所定の方法に従い本口座の機能の全部または一部の停止が解除されるものとします。
8. 本契約の終了（終了の事由を問わず、期間満了も含みます。）にかかわらず、第23条、第25条、第34条、第35条、第36条の効力は存続するものとします。

第30条（通知の効力）

1. 本約款における当社からお客さまに対する通知については、本約款に別段の定めがある場合を除き、当社が運営するWebサイト上の情報閲覧サービスその他のサービスにおいて、通知の内容を確認できる状態にすることをもって、通知したものとみなします。
2. お客さまの届け出た住所、事務所の所在地またはお客さまのメールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第31条（取引報告書等について）

当社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能なPDF等、電磁的方法による交付サービスにより、お客さまの取引明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。

第32条（取引内容の確認）

本システムを利用しての注文内容等について、お客さまと当社との間で疑義が生じた時は、本システムに保存されている記録内容（お客さまが取引画面において入力したデータ等を含みます。）をもって解決するものとします。

第33条（個人情報の取り扱い）

当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客さまに交付する書面にて通知し、または当社がWebサイトにて別途公表するところから従うものとします。なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）に基づき、お客さまの「本人確認記録」および「取引記録」を、当社にて最低7年間保管する必要があります。

第 34 条 (取得情報の個人利用)

お客さまは、本システムを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客さまの取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的での利用、情報の加工または再配信等、お客さまの個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第 35 条 (適用される法律)

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第 36 条 (合意管轄)

お客さまと当社との間の本取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 37 条 (本約款の変更)

本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の特権を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客さまは、原則として Web サイト等にて当該変更にご同意いただいた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。

第 38 条 (その他)

本約款に定めのない事項または本約款の履行もしくは解釈につき疑義を生じた場合は、関係法令等に従う他、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成 25 年 11 月 30 日改訂

平成 25 年 12 月 21 日改訂

平成 26 年 3 月 1 日改訂

平成 26 年 4 月 19 日改訂

平成 26 年 8 月 9 日改訂

平成 26 年 11 月 8 日改訂

平成 27 年 1 月 31 日改訂

平成 27 年 3 月 14 日改訂

平成 27 年 5 月 9 日改訂

平成 27 年 6 月 27 日改訂

平成 27 年 9 月 26 日改訂